

第30号議案

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月22日

品川区長 濱 野 健

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

品川区国民健康保険条例（昭和34年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項および第4項第2号ただし書中「第35条第1項第3号」を「第35条第3号」に改める。

第15条の4第1項第1号中「100分の7.32」を「100分の7.25」に改め、同項第2号中「3万9,000円」を「3万9,900円」に改め、同条第2項中「100分の62」を「100分の61」に、「100分の38」を「100分の39」に改める。

第15条の8中「58万円」を「61万円」に改める。

第15条の12第1項第1号中「100分の2.22」を「100分の2.24」に改め、同項第2号中「1万2,000円」を「1万2,300円」に改め、同条第2項中「100分の62」を「100分の61」に、「100分の38」を「100分の39」に改める。

第16条の4第2項中「100分の53」を「100分の52」に、「100分の47」を「100分の48」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「58万円」を「61万円」に改め、同

条第1号ア中「2万7,300円」を「2万7,930円」に改め、同号イ中「8,400円」を「8,610円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同号ア中「1万9,500円」を「1万9,950円」に改め、同号イ中「6,000円」を「6,150円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同号ア中「7,800円」を「7,980円」に改め、同号イ中「2,400円」を「2,460円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4および第19条の2の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明) 基礎賦課額等の保険料率を改めるとともに、低所得者の保険料軽減に係る所得基準額を引き上げる必要がある。